

日医発第148号(保31)
平成18年5月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について

今般、船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新が実施されることになり、別添の通り社会保険庁運営部長より本会宛に協力の依頼がありましたのでご連絡いたします。

今回実施される更新の概要は下記の通りでありますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

[船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について]

1. 船員保険被保険者証等の更新は、平成18年7月3日から同年8月31日までの間に実施すること。
2. 新証は、被保険者証はクリーム色地、被扶養者証はさくら色地とし、それぞれ黒刷りしたものに更新される。
3. 現行の被保険者証は、平成18年9月1日以降は無効となる。
4. 被保険者等資格証明書は、更新を受けるため現行の被保険者証を提出している間において、療養の給付を受ける必要があるとき、船舶所有者が発行する。

(添付資料)

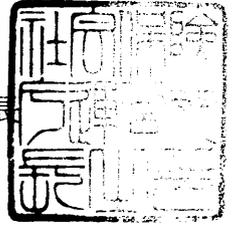
- ・ 船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について
(平成18.4.25 庁文発第0425005号の2 社会保険庁運営部長)



庁文発第 0425005 号の2
平成18年4月25日

日本医師会長 殿

社会保険庁運営部長



船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について

標記については、下記のとおり実施することといたしましたので、何分の御協力の上、貴会会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新の実施時期
船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証（以下「被保険者証等」という。）の更新は、平成18年7月3日から同年8月31日までの間に実施すること。
- 2 被保険者証等の様式及び色
様式は、別紙1のとおりとし、船員保険被保険者証はクリーム色地、船員保険被扶養者証はさくら色地とし、それぞれ黒刷りとする。こと。
- 3 被保険者証等の有効期限
現行の被保険者証等は、前記1の更新の終了日限り無効とする。こと。
- 4 船員保険被保険者（被扶養者）資格証明書の発行
被保険者証等の更新を受けるために現行の被保険者証等を提出している間において、療養の給付（家族療養費を含む。）を受ける必要があるときは、船舶所有者は、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和56年10月1日保険発第76号・庁保険発第76号・庁保険発第15号通知）に準じ、船員保険被保険者（被扶養者）資格証明書（別紙2）を発行することとしたこと。
- 5 船員保険被扶養者証の異動年月日の記載
平成18年6月30日以前より引き続き被扶養者である者については、今回の更新によって発行される船員保険被扶養者証の第2面の「異動年月日」欄は、記載されないものであること。
なお、同年7月1日以降新たに被扶養者となる者に係る「異動年月日」欄については、従来どおり記載されるものであること。

船員保険 被保険者 資格証明書
被扶養者

交付年月日 平成18年 月 日
有効期限 平成18年 月 日 ~ 平成18年 月 日

保 險 者	保 險 者 番 号 及 び 名 称	[] [] [] [] [] [] []					
	所 在 地						
被 保 險 者	記 号 番 号	① 船		第		号	
	氏 名 ・ 性 別	男 ・ 女					
	生 年 月 日	昭和		年		月 日	
	現 住 所						
	資 格 取 得 年 月 日	平成		年		月 日	
被 扶 養 者	氏 名 ・ 性 別		男 女		男 女		男 女
	生 年 月 日	明 昭 大 平	年 月 日	明 昭 大 平	年 月 日	明 昭 大 平	年 月 日
	現 住 所						
本 証 明 書 発 行 の 理 由		被保険者証（被扶養者証）を更新中のため					

上記の者は、当船舶所有者の使用する被保険者（の被扶養者）で現に資格を有することを証明する。

平成18年 月 日

船舶所有者名称
所 在 地
船 舶 所 有 者 名

